

[事案 2023-210] 契約解除取消等請求

・令和6年7月12日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、特定疾病給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年11月に非浸潤性乳がんと診断されたため、令和3年12月に契約した特定疾病保障保険（契約①）にもとづき特定疾病給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に、契約①および同年同月に契約した定期保険（契約②）が解除となり、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、契約①②の解除を取り消して、特定疾病給付金を支払ってほしい。また、精神的苦痛を受けたので慰謝料を支払ってほしい。

- (1)平成28年に自治体主催の住民検診を受けた後、医療機関で精密検査を受けたが、乳腺のつまりで特に心配はなく、令和元年に行った血液検査でも異常はなかった。そのため令和3年に受けた検診の指摘も全く気にしておらず、乳腺のつまりとしか自覚していなかった。
- (2)申込時、募集人に対し、隠れ脳梗塞と指摘を受けて数年間服薬したが、血圧の数値も変化がないことを話した。
- (3)2か月毎に定期検診を受け、年に1回MRI検査、骨密度検査、血管検査を受けているが、異常を指摘されたことはない。
- (4)保険会社は、乳がんに関係のない病院にまで調査を行った。告知義務違反と言われ、過去の自分の生き方そのものを否定されたようで精神的苦痛を受けた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、乳がん検診や無症候性脳梗塞（隠れ脳梗塞）については募集人に話しておらず、告知もしなかった。
- (2)告知事項の入力はタブレット端末で行われたが、申立人は、入力操作が手間取るとのことで操作を募集人に依頼した。タブレット端末画面に、口頭の告知は告知にならないことや告知しなかった場合の注意事項が表示され、募集人はこれらの注意事項を申立人に見せながら説明した。
- (3)申立人が乳がん検診において「要精密検査」の指摘を受けていた事実は、自覚症状の有無、健康状態、検査結果に対する自己評価とは関係なく、要告知事項である。
- (4)申立人は、募集人に通院歴について告知したと主張しているが、募集人はそのような記憶はないと否定している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。